

**総合資源エネルギー調査会**  
**省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会**  
**太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第7回）**  
**議事要旨**

**○日時**

令和元年11月26日（火）18時00分～20時00分

**○場所**

経済産業省 別館2階 227 各省庁共用会議室

**○出席委員**

若尾真治座長、井澤依子委員、市村拓斗委員、大石美奈子委員、小野田弘士委員、長峯卓委員、松本真由美委員、三宅仁司委員、山下紀明委員

**○オブザーバー**

東京電力エナジーパートナー（株）経営改革本部運用部 山森広域調達グループマネージャー、（一社）低炭素投資促進機構 前田常務理事、環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 今井室長補佐

**○事務局**

清水新エネルギー課長、梶新エネルギー課長補佐、池本省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室室長補佐、飯島省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室室長補佐

**○議題**

中間整理（案）について

**○議事要旨**

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（案）

**1. 外部積立てに関する論点**

**委員**

- 積立ての時期について、自主的な積立てや保険加入の記載はありがたいが、災害が起こることも考えると、FIT 案件に関わらず、保険加入を義務化することを条件とすることも考えてほしい。
- 本制度は、発電事業終了後に発電設備を廃棄する際の費用を積み立てるものであり、制度の目的を考えると、積立て時期については基本的には社会コストも踏まえて一律後半 10 年でよいかと思う。他方で、期中の災害等に対しては、保険などで対処するということであり、ここは分けて議論した方がよい。
- 交換・廃棄される太陽光パネルの量に応じた積立金の取戻しに関しては、取戻し案件が多くなると誰がどのように取戻しを認めるのかが煩雑になりそうなので、詳細な検討が必要。
- 積立金の管理機関は、どこが行うことになるのか。

## 事務局

- 積立金の管理機関については、再生可能エネルギー主力電源化小委員会において、再エネ特措法の抜本見直しの中で新たに創設される積立金の管理業務や FIP 制度に関する業務なども含めて、広域的運営推進機関に移すことを検討しているところ。本ワーキンググループでは、その結論に関わらず、積立金の管理業務を担う機関に対しては適切なガバナンスを利かせるべきということを整理させていただいた。
- 本ワーキンググループでは災害等に対しては保険や自主的な積立てが望ましいと整理したが、この議論を再生可能エネルギー主力電源化小委員会に報告した際に、保険への加入を努力義務にさせていただきたいということも議論させていただき、概ね同意いただいている。

## 2. 内部積立てに関する論点

### 委員

- 保険・保証等による資金確保について、実際にやり取りしている事業者からは、現金による積立ては投資上のリターンにマイナスの影響があり、コストになるとの声もある。保証元がしっかりしているときには、保証なども柔軟に検討いただければと思う。
- 保険・保証など、他の手段も含めてより合理的に資金を確保できる方法を検討していくのはいいことだと思う。
- 廃棄費用の確保は大前提だが、長期安定的に事業を継続するため、様々な事業形態が取られている。内部積立を認める要件について検討のスコープがあるということは、事業者としてはありがたい。

- 上場市場の種類については、世界の主要取引所などの一定の定義のもと、幅広く認めて頂きたいという事業者からの声もある。
- 上場インフラファンドは、投資法人自体が設備を所有しているが、スキーム上の制約で投資法人は認定事業者にはなっていないという理解。内部積立ての対象に上場インフラファンドを入れるべきかどうかは、検討してほしい。
- 財務的・組織的一体性が認められる他法人は、連結子会社のようなものが想定されていると思うが、他法人の「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」とした方が明確になるのではないか。

### 事務局

- 保証の在り方について、現状、プロジェクトファイナンス案件では資金管理がされているが、保証はなされていないことが一般的というのが事務局としての理解。今後の議論の対象だが、保証期間が切れた瞬間に資金確保ができなくなるといった事態は避ける必要があり、資金確保の蓋然性が高いといえる必要がある。
- 上場市場は日本だけではないと思うが、海外の市場には様々な上場基準があるので、日本の市場と同等程度といえるかという観点から考えていきたい。
- 上場インフラファンドの取り扱いについて、基本的には再エネ特措法に基づく規律が認定事業者にしかならないことを踏まえつつ、今回取りまとめた大枠の要件の中で当てはめることが可能かどうか、技術的に検討していきたい。

## 3. その他の論点

### 委員

- 積立てに関する情報の開示については、確実に進めていただきたい。
- 非FIT 案件についても、情報集約・開示が進められるとよい。
- FIT 制度から FIP 制度へと移行すると、積み立てられる金額が少額になることが想定されるので、これも前もって検討していくことが必要。
- 制度施行まで期間があるといっても、ステークホルダーにどのように周知していくのか。
- 制度が始まる 2022 年 7 月よりも前に太陽光発電事業を売却することが想定されるので、早く制度を周知することが重要。電車・バスといった公共機関での広告等も広報の手段として有効かと思う。
- 発電事業の売却時に買主が不利益を被らないようにするだけでなく、積立て開始前に売り抜けようとする事業者が増えないようにするための周知もしてほしい。
- FIT 制度は注目されているので、メディアが先行して報道し、各経済産業局が説明に困ることということがないようにしていただきたい。

- 全体として議論が良く反映されており、将来的に非FIT案件も含めて検討していくことなども記載されていて、バランスがよい。
- 環境省に伺いたいのが、廃棄等の最小限化に向け、その後のリユース、リサイクルの議論がどこまで進んでいるのか知りたい。

### オブザーバー

- リユース・リサイクルについて、昨年末ガイドラインを改正した上で、現在も安定的な処理ができる仕組みを検討。リサイクルについては技術的な検討を進めた上で、リユースについても考え方の整理を進めている。

### 事務局

- 非FIT案件の情報集約・開示については、必ずしも情報が集まらない中でどうしていくか検討していきたい。
- 現状はFIT制度の中で合意があったもののみ積立ての進捗状況を開示しているが、再生可能エネルギー主力電源化小委員会でも、地域の声も踏まえ、制度上必要なものは公表できるようにしていくことを検討している。
- 広報については、施行の直前ではなく、早い段階で適切に周知・広報していきたい。
- ステークホルダーとしては本ワーキンググループでヒアリングした太陽光発電事業者、金融機関、解体事業者等が考えられるところ。今回整理した中には法的措置が必要なものもあるので、まずは法制度に落とし込み、それと並行して、地域も含めて事業者等に説明をしていく。
- 経産省も低コストにリサイクルを進める技術開発等をやっており、リユース・リサイクルについて、環境省と連携して進めていきたい。

### 座長

- いくつか中間整理（案）に対するご指摘があったと思うが、本日の検討結果を事務局にて反映させた上で、具体的な反映方法は座長にらせていただくことで了承いただいた。

### お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365